

会計・監査 Report

October 2024

vol. 35

2025年3月期中間決算における留意事項

2024年4月1日より四半期報告書制度が廃止され、第1・第3四半期決算は取引所規則に基づく決算短信に一本化されました。また、上場会社では第2四半期報告書に代わって半期報告書の提出が義務付けられることとなりました。

3月決算会社では、2025年3月期第1四半期より、新たな制度による決算が始まりました。第2四半期(中間期)では第1四半期との相違点もあることから、本稿では、四半期開示制度の見直しによる中間決算への影響について解説します。なお、四半期開示制度見直し後最初の四半期決算についての詳細は、「会計・監査Report vol.34」をご参照ください。

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 概要

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号)」が成立し、四半期開示制度が見直されることとなりました。具体的には、上場会社について、四半期報告書提出義務が廃止されて第1・第3四半期は取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されるとともに、第2四半期の法定開示書類として半期報告書の提出義務が課されることとなりました。3月決算会社では、2025年3月期第2四半期より、新たな制度による中間決算報告が開始されます。

本稿は3月決算会社を前提として執筆していますが、新たな制度における「半期決算」が最初に到来するタイミングを決算期ごとに示すと、以下のとおりです。

決算期	四半期開示制度見直し後最初の半期決算
3月決算	2025年3月期2Q(2024年4月-9月)
4月決算	2025年4月期2Q(2024年5月-10月)
5月決算	2025年5月期2Q(2024年6月-11月)
6月決算	2025年6月期2Q(2024年7月-12月)
7月決算	2025年7月期2Q(2024年8月-2025年1月)
8月決算	2025年8月期2Q(2024年9月-2025年2月)
9月決算	2025年9月期2Q(2024年10月-2025年3月)
10月決算	2025年10月期2Q(2024年11月-2025年4月)
11月決算	2025年11月期2Q(2024年12月-2025年5月)
12月決算	2024年12月期2Q(2024年1月-6月)
1月決算	2025年1月期2Q(2024年2月-7月)
2月決算	2025年2月期2Q(2024年3月-8月)

特定事業会社*1以外の上場会社等における第1・第3四半期決算と第2四半期(中間期)決算の概要は以下のとおりです

項目	第1四半期	第2四半期(中間期)	第3四半期	解説箇所
取引所規則に基づく開示	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信	II
金融商品取引法に基づく開示	—	半期報告書	—	III
適用する会計基準等*2	四半期会計基準等	中間会計基準等	四半期会計基準等	IV
財務報告の枠組み	適正表示/準拠性	適正表示	適正表示/準拠性	V
レビューの要否	一定の場合を除き任意 (四半期決算短信)	必須 (半期報告書)	一定の場合を除き任意 (四半期決算短信)	V

*1 開示府令第18条第2項各号に掲げる事業を行う会社であり、具体的には銀行、保険会社等を指す

*2 四半期会計基準等は、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を指す。中間会計基準等は、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」を指す

Ⅱ. 第2四半期(中間期)決算短信の作成

第2四半期(中間期)は第1・第3四半期とは異なり金融商品取引法上の開示が存続するため、第2四半期(中間期)決算短信においては基本的に四半期開示制度の見直し前の取扱いを維持することとされています。

具体的な取扱いは、以下のとおりです。

- 法定開示(半期報告書)に対する速報という位置づけを維持する
- 第2四半期(中間期)決算短信はレビューの対象外とする(第1・第3四半期において取引所規則によりレビュー義務がある場合も同様)
- 新たに第1・第3四半期決算短信で開示が求められることとなった「セグメント情報等の注記」「キャッシュ・フローに関する注記」は、半期報告書において開示されることから、第2四半期(中間期)決算短信においても開示するかどうかは速報性と投資者ニーズを踏まえて各社で判断する
- サマリー情報における「重要な子会社の異動(特定子会社の異動)の有無」の記載は、第1・第3四半期決算短信と整合させるために「連結範囲の重要な変更の有無」に変更する

Ⅲ. 半期報告書の作成

1. 金融商品取引法改正に伴う各種内閣府令及び事務ガイドラインの改正

金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号)により上場会社において半期報告書の提出が義務付けられました。金融商品取引法改正に伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という。)」や「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等が改正されました。具体的には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等は、それぞれ「連結・単体」及び「年度・中間・四半期」で6つの内閣府令及び6つのガイドラインから構成されていましたが、改正により、「連結」に係る3つ(「年度・中間・四半期」の3つ。以下、同様。)の内閣府令及び3つのガイドラインが1つの内閣府令及び1つのガイドラインに統合され、「単体」に係る3つの内閣府令及び3つのガイドラインが1つの内閣府令及び1つのガイドラインに統合されました。したがって、改正後は2つの内閣府令及び2つのガイドラインから構成されることとなりました。

	改正前	改正後	
	名称	名称	規定されている財務諸表の種類
内閣府令	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表
	中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則		第二種中間連結財務諸表
	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則		第一種中間連結財務諸表
	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表
	中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則		第二種中間財務諸表
	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則		第一種中間財務諸表
ガイドライン	連結財務諸表規則ガイドライン	連結財務諸表規則ガイドライン	連結財務諸表
	中間連結財務諸表規則ガイドライン		第二種中間連結財務諸表
	四半期連結財務諸表規則ガイドライン		第一種中間連結財務諸表
	財務諸表等規則ガイドライン	財務諸表等規則ガイドライン	財務諸表
	中間財務諸表等規則ガイドライン		第二種中間財務諸表
	四半期財務諸表等規則ガイドライン		第一種中間財務諸表

改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」では、従前の四半期財務諸表を「第一種中間財務諸表」、従前の中間財務諸表を「第二種中間財務諸表」として新たに規定しています。半期報告書の「経理の状況」の冒頭には、「第一種中間(連結)財務諸表」「第二種中間(連結)財務諸表」の別を記載する必要があります。

また、開示府令改正と同じタイミングで財務諸表等の監査証明に関する内閣府令も改正され、第一種中間(連結)財務諸表には期中レビューを、第二種中間(連結)財務諸表には監査を行うこととされました。

2. 出期限、様式、財務諸表及び会計基準

半期報告書の提出期限、様式、含まれる財務諸表及び適用される会計基準は以下のとおりです。

区分		半期報告書の提出期限	半期報告書の様式	含まれる財務諸表	適用される会計基準
上場会社等	特定事業会社以外	半期が経過した日から起算して45日以内	第四号の三	第一種中間財務諸表	中間会計基準等
	特定事業会社	半期が経過した日から起算して60日以内		第二種中間財務諸表	中間作成基準等 ^{*2}
上場会社等以外の会社 ^{*1}		半期が経過した日から起算して3か月以内	第五号		中間会計基準等

*1 上場会社等と同じ枠組みで半期報告書を提出することも可能であり、その場合の提出期限、様式、含まれる財務諸表及び適用される会計基準は上場会社等と同じとなる

*2 中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準、中間財務諸表作成基準注解を指す

IV. 中間会計基準等

2024年3月22日に、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」(以下、「中間会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、「中間適用指針」という。)が公表されました(以下、「中間会計基準」と「中間適用指針」を合わせて「中間会計基準等」という。)

中間会計基準等は、第一種中間財務諸表を作成する企業に適用されます。

1. 会計処理及び開示

中間会計基準等が適用される中間財務諸表は、四半期財務諸表と同様に適時性に係る強い制約があります。そのため、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、多くの取扱いが企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、合わせて「四半期会計基準等」という。)の定めがそのまま引き継がれました。

なお、基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでいますが、中間財務諸表において期首から6か月間を1つの会計期間(中間会計期間)として会計処理を行った場合と四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある以下の6項目については、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように個別に検討され、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いが定められました。

- ① 原価差異の繰延処理
- ② 子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はのみなし売却日
- ③ 有価証券の減損処理に係る中間切放し法
- ④ 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- ⑤ 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- ⑥ 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

2. 適用時期

中間会計基準等は、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用されます。適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等について中間会計基準等を遡及適用します。

なお、中間会計基準等の適用初年度においては、従来作成していた財務諸表(四半期財務諸表)と異なる種類の財務諸表(中間財務諸表)を新たに作成することになると考えられるため、従前の四半期財務諸表において採用していた会計方針(年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除く。)と異なる会計方針を採用する場合には、会計方針の変更に該当せず新たに会計方針を採用することになると考えられます。

V. 公認会計士又は監査法人によるレビュー

従前の「四半期レビュー」は「期中レビュー」に、「四半期レビュー報告書」は「期中レビュー報告書」に、「四半期レビュー基準」は「期中レビュー基準」に変更となりました。

第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対するレビューは原則として任意であり、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みのいずれかを選択可能となっています。一方で、半期報告書に含まれる中間財務諸表に対するレビューは必須であり、適用される財務報告の枠組みは適正表示の枠組みのみとなります。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 布柴知佳

text : chika nunoshiba